

特記仕様書

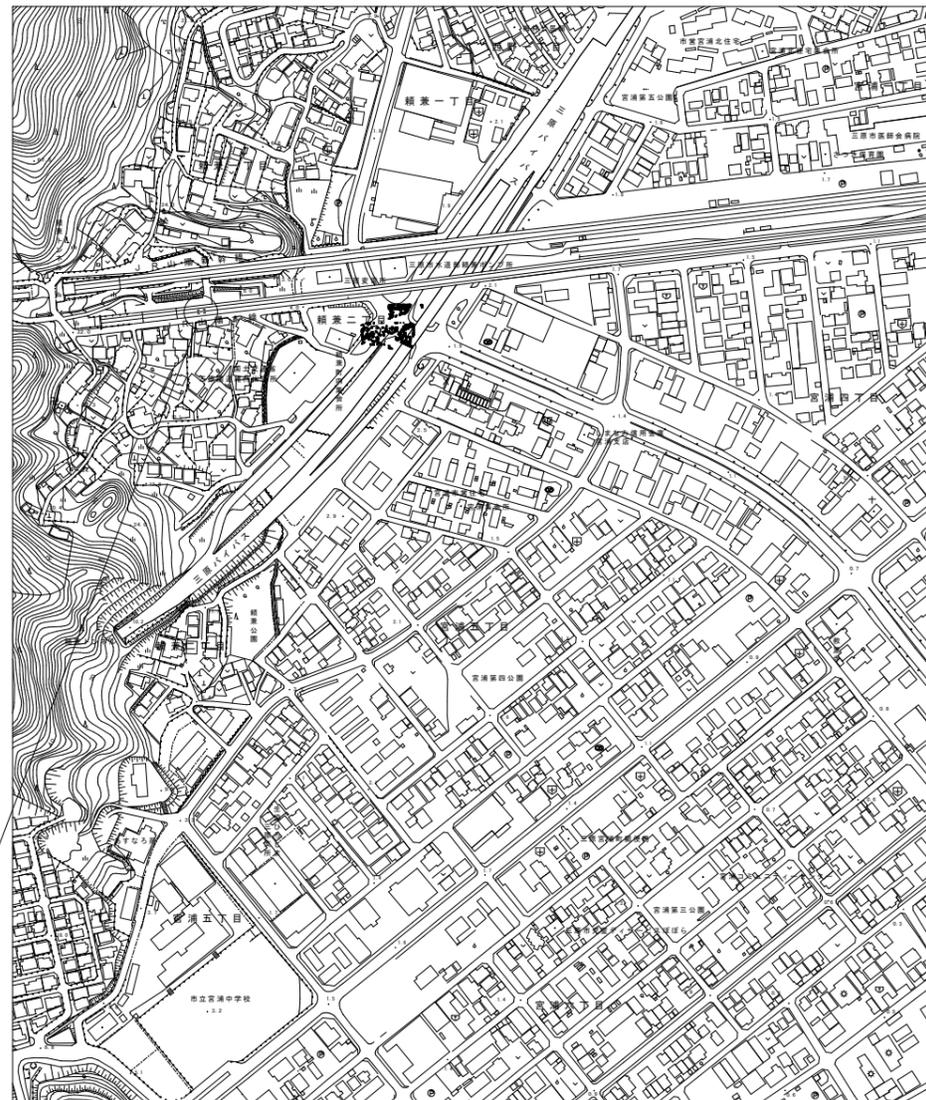
工事名称	消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事
工事場所	三原市頼兼一丁目外
工事内容	消防団格納庫及びホース乾燥柱の解体を行う。
準 則	公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版 国土交通省官房官庁営繕部監修)に基づき施工する。
関係法令等	本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。 <ul style="list-style-type: none">・建築基準法、同施行令、同施行規則・消防法、同施行令・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則・建設業法、同施行令、同施行規則・建設工事公衆災害防止対策要綱・石綿障害予防規則・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令・その他関係法令
疑義変更	本設計図書は、設計の大意を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。 施工に際して疑義が生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議後、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて受注金額の増減はなきものとする。
提出書類	施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。 商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けること。 設計図書に定める品質及び性能を有することについて、証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けること。
工 期	本工事は請負契約締結の後、令和7年3月27日をもって工期とする。 このうち検査期間として13日間を見込んでいる。
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・入札に先立ち、現地調査を十分に行うこと。質疑がある場合は入札前に確認すること。・図面について、設計者からの設計意図等の説明が必要な場合は申し出ること。・図面に明示されていない事項であっても、工事上必要とされる事は工事範囲とする。・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。・本工事は「三原市週休2日工事等実施要領」（令和6年4月1日制定）の対象工事とする。・工事着手前までに「週休2日工事」または「週休2日交代制工事」に取り組むことを工事打合せ簿にて提出すること。・「週休2日工事」または「週休2日交代制工事」である旨を工事現場に設置すること。・週休2日を達成できなくなった場合は、その達成状況に応じて労務費の補正額を減額する。・デジタル化を積極的に推進すること。・着手にあたり、工事着手前の周辺道路や近隣敷地の状況を写真等により記録しておくこと。・近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。・近隣において、その他の工事が行われている場合は、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音・振動・粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用

すること。

- ・使用する建設機械については、原則、「低騒音型、低振動型建設機械」として国土交通省の指定を受けた機械を選定して使用すること。これが確認できる資料を施工計画書で示すこと。なお、事情により使用が難しい場合は監督員との協議を行うこと。
- ・解体工事・アンカー工事等の騒音・振動・粉じん等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法を最大限配慮した計画により作業を行うこと。
- ・粉塵の発生が予想される工事は、確実に散水を行う等して、周辺環境への粉塵飛散がないように作業をすること。
- ・施工箇所周囲の備品・機器等については、粉塵対策として養生及び清掃等を確実に行うこと。養生や移動を行う場合は、事前に施設管理者または所有者に連絡すること。
- ・近隣家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ・損傷・粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、速やかに清掃及び補修等を行うこと。誠意をもって対応し、原状復旧に努めること。
- ・周辺道路の保全及び清掃については常に注意を払って監視をし、定期的に清掃を行うこと。
- ・第三者災害防止及び飛散防止対策のために、必要に応じて監督員が指示する範囲にバリケード等を設置すること。
- ・工事期間中は、工事用出入口に交通誘導員を常時配置し、付近の交通の安全を図ること。その他、必要な場所に交通誘導員を配置し、事故及び危険防止に努めること。
- ・交通誘導員は本工事で見込んでいる。実施数量が設計数量に満たない場合は設計変更（減額）の対象とする。
- ・工事車両の通行については、近隣住民及び通学児童等の安全を最優先すること。
- ・工事車両は、幅員の広い道路の通行を基本とし、住宅地内などの狭い道を抜け道として使用しないこと。工事車両の周辺の通行経路については、工事着手前に発注者の了承を得ること。
- ・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
- ・図面等に示されている仮設等についても、必ず受注者で安全性や施工性等を検証すること。受注者が責任をもって施工すること。
- ・足場設置期間中は、シート等の飛散が無いように定期的に点検を行うこと。
- ・台風等の強風等異常気象が見込まれる場合は、事前に足場等の養生シートを折りたたむなど対策を施すこと。また、必要に応じて現場巡視と災害防止対策を行うこと。
- ・足場については、交差筋交い及び外部シートとは別に、高さ15センチメートル以上の幅木を外部・内部の両側に設置すること。（※労働安全衛生法の基準以上の足場とし、安全に配慮する。）
- ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
- ・工事の要求に必要な仮設は、工事に含むものとする。
- ・石綿含有建材の調査（書面及び目視調査、検体採取を含む）について、工事着手前までに一般建築物石綿含有建材調査者、又は特定建築物石綿含有建材調査者が行うこと。
- ・工事着手前までに石綿含有建材の事前調査結果を書面にまとめて発注者に対し説明を行い、労働基準監督署及び所轄官庁へ報告すること。
- ・その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令（令和3年4月1日施行）に基づくこと。
- ・石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（最新版）に基づくこと。
- ・仮使用申請、道路使用、道路改築申請等の工事に必要な各種手続きは、受注者の負担により遅滞なく行うこと。
- ・その他、工事に伴う官公庁等への手続きは、受注者により遅滞なく行うこと。この時、各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
- ・工事着種前に、西日本旅客鉄道株式会社三原保線区と覚書を取り交わすこと。
- ・使用する重機ごとに、線路近接工事に該当する位置を確認して、線路近接工事に該当しないような位置に重機を配置して作業すること。
- ・使用重機と線路の平面・断面関係については、事前に検討し、西日本旅客鉄道株式会社広島保線区と協議をすること。
- ・線路近接工事とする必要がある場合は、事前に西日本旅客鉄道株式会社広島保線区と協議を行い、必要な対策を実施した上で作業すること。この対策費用は工事に含むものとする。
- ・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ理由を添えて発注者の承認を受けること。

消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
A-01	タイトル、図面リスト、(頼兼格納庫) 付近見取図		A-08	(西宮格納庫) 屋根伏図、断面図	1/50 1/20
A-02	解体工事特記仕様書		A-09	(旧木原分団屯所) 付近見取図、ホース乾燥柱姿図(参考図)	1/200
A-03	(頼兼格納庫) 配置図、平面図、立面図	1/50 1/20	A-10	(旧南部分団屯所) 付近見取図、ホース乾燥柱姿図(参考図)	1/200
A-04	(頼兼格納庫) 屋根伏図、断面図	1/50 1/20	A-11	(旧西部分団屯所) 付近見取図、ホース乾燥柱姿図(参考図)	1/200
A-05	(頼兼格納庫) 外構図・仮設計画図(参考図)、フェンス詳細図	1/100 1/20	A-12	(旧西野分団屯所) 付近見取図、ホース乾燥柱姿図(参考図)	1/200
A-06	(西宮格納庫) 付近見取図		A-13	(旧東部分団屯所) 付近見取図、ホース乾燥柱姿図(参考図)	1/200
A-07	(西宮格納庫) 配置図、平面図、立面図、仮設計画図(参考図)	1/50 1/20			



工事場所(頼兼格納庫)
三原市頼兼一丁目
※JR山陽本線高架下

付近見取図

出典
※国土地理院図を一部編集



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長 係長 設計 校閲

日付

備考

工事名

消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面名称

タイトル、図面リスト
(頼兼格納庫) 付近見取図

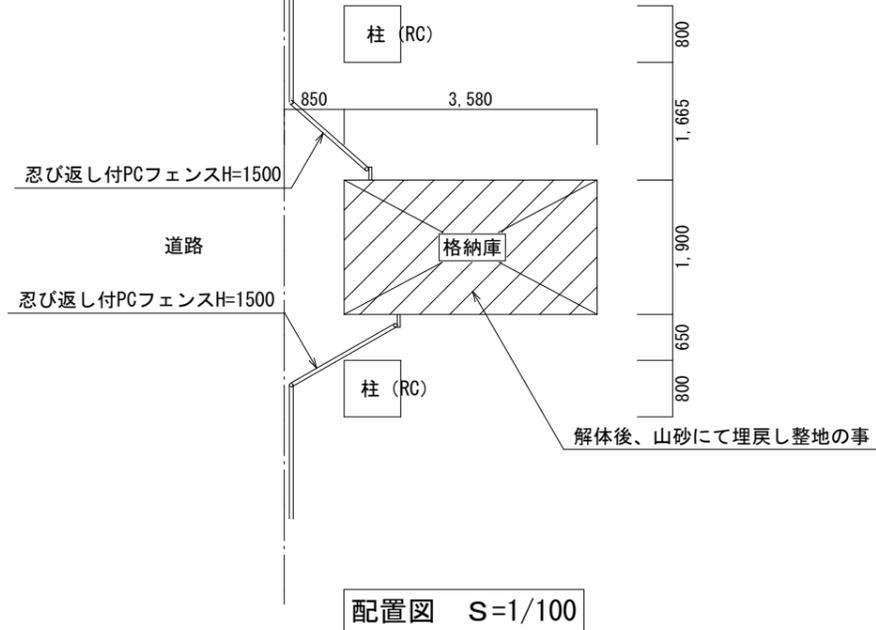
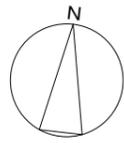
縮尺

No. Scale

図面番号

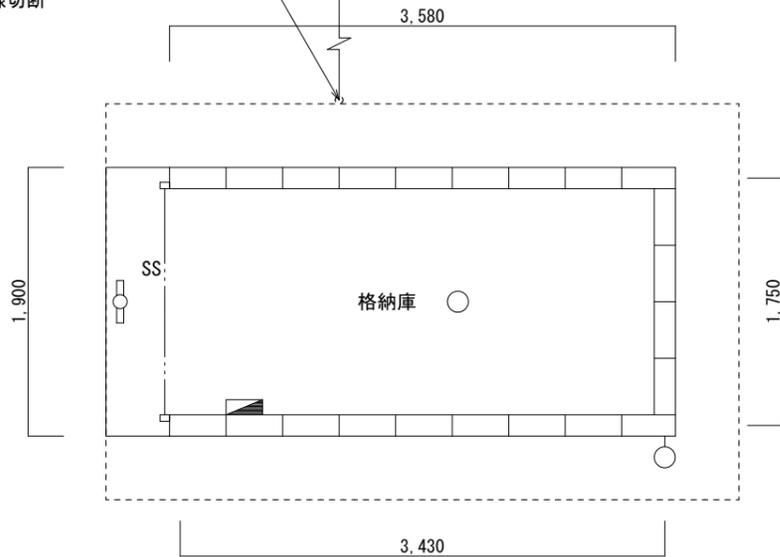
A-01

<p>I 工事概要</p> <p>1 工事名称 消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事</p> <p>2 工事場所 三原市榎葉一丁目外</p> <p>3 構造・規模 C8造</p> <p>4 工事種目 (1)建物解体・撤去工事一式（内訳は別図による）</p> <p>5 別途工事</p> <p>6 公衆災害防止措置 ア 工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をすること。 イ 上記について、「建設工事公衆災害防止要綱（平成5年1月2日付 建設事務次官通達）」に基づき実施すること。</p> <p>7 現状復旧 工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと。</p> <p>8 その他 (1)この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。 (2)解体仕様で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法を明示している場合において、それが、関係法令等（条約含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.3）を優先する。 (3)本工事の場合には工事中下記に示す調査を行うため、當該課より連絡があれば対応すること。 ・ 公共事業労働費調査……工事中に調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等</p> <p>II 解体工事仕様</p> <p>1 共通仕様 (1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書 最新版」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。 解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「改修標準仕様書」という。）による。</p> <p>2. 特記仕様 (1) 項目は○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と◎印のついた場合は共に適用する。 (3) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。 (4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。 (5) 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。</p>	<p>1 安全確保</p> <p>2 仮設工事</p> <p>3 解体施工</p> <p>4 部</p>	<p>1 騒音・粉じん等の対策 [2. 2. 1]</p> <p>2 足場等 [2. 2. 2]</p> <p>3 監督職員事務所等 [2. 3. 1]</p> <p>4 山留めの撤去 [2. 4. 3]</p> <p>5 工事用水</p> <p>6 工事用電力</p> <p>7 交通誘導員</p>	<p>6 石綿含有建材の除去等</p> <p>1 調査 [6. 1. 3]</p> <p>2 石綿粉じん濃度測定 [6. 1. 4]</p> <p>3 石綿含有建材の除去 [6. 3. 2, 6. 3. 3]</p> <p>4 建設廃棄物の処理 [5. 4. 1]</p> <p>5 特別管理産業廃棄物の処理 [5. 4. 1]</p>
<p>1 一般共通事項</p> <p>項目 特記事項</p> <p>1 適用基準等 ◎建設工事公衆災害防止対策要綱（広島県土木局制定） ◎建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ◎建築工事安全施工技術指針 ◎再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ○公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版 国土交通省大臣官房官庁営繕部</p> <p>2 設計図書優先順位 (1)現場説明に対する質問回答書 (2)現場説明書 (3)特記仕様書 (4)図面 (5)共通仕様書</p> <p>3 官公署その他への届出手続等 工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な手続等を遅滞なく行うこと。 また、これらの手続等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ監督職員に概要事例別契約の工事に施工上密接に関連するため、監督職員の調整に協力すると共に、なお、手続き等に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>4 別契約の関連工事 [1. 1. 7]</p> <p>5 表示板の設置 現場の見やすい位置に、監督職員が指示する次の表示板及び建設業法その他法令等に定める表示板を掲げること。 ※工事概要等の表示板（900mm×600mm）</p> <p>6 工事実績情報の登録 [1. 1. 4]</p> <p>7 発生材の処理等 [1. 3. 10] [4. 1. 3~4. 5. 1]</p> <p>・引渡しを要するもの（・PCBを含む機器類、PCB含有シタ） ・次の建設廃棄物に上記によるものを除き再資源化する (1) 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 ○建設発生土 ○コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ○建設発生木材 (2) 金属類 (3) 小型二次電池 ・その他建設廃棄物の再資源化 ※無し ・有り（・蛍光灯、HDランプ ・硬質塩化ビニル管、継手） ・指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の削減 ※無し ・有り ・再資源化された建設廃棄物の現場での利用 ※無し ・有り（ ） ・産業廃棄物広域認定制度の適用 ※無し ・有り（ ） ・処理に注意を要する建設廃棄物 ※無し 有り（・CCA処理木材 ・ひ素、ホトシ含有石膏板・ド） (1)本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設）にあつては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等（選別を含む）により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則、県内処分） (2)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいく。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 (3)本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。 なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。</p> <p>8 工事工程表 [1. 2. 1]</p> <p>9 施工計画書 [1. 2. 2]</p> <p>10 施工条件 [1. 3. 5]</p> <p>(1)作業時間は、原則午前8時半から午後5時までとし、通学時間帯を考慮すること。 なお、時間変更が必要がある場合は監督職員の承諾を受けること (2)日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた</p>	<p>13 電気保安技術者等 [1. 3. 3~1. 3. 4]</p> <p>14 近隣との折衝 [1. 3. 6]</p> <p>15 施工の検査 [1. 5. 4]</p> <p>16 中間技術検査 [1. 6. 2]</p> <p>17 工程報告</p> <p>18 埋設物等の報告 工事の施工に当たり、図面にない地下埋設物、埋設配管等を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告すること。</p> <p>19 地下埋設物調査</p> <p>20 契約不適合調査 竣工後、発注者から契約不適合調査（建設工事請負契約約款第46条の5に定める期間内）の連絡があった場合には、調査に協力すること。</p> <p>21 家電リサイクル法対象機器の処分</p> <p>22 完成時の提出図書 ・竣工図：部（A2版）：部、版：部、CD-R：部（1.8.1~3） ○完成図書 1部 竣工図は残置及び設置工作物等、工事後時に敷地内に存する物（埋設物も含む）の種類、位置及び供給管の切断箇所等の今後当該敷地を管理していく上で必要な事項を明記した配置図を作成し、提出すること。</p> <p>23 試掘 地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため、次の時期及び方法により試掘を行う。 試掘時期 ※完成検査時 ・（ ） 試掘方法 ※機械掘削 ・人力掘削 なお、試掘は建築物1棟ごとに1箇所以上、外構（排水施設、舗装等）で1箇所以上行い試掘する箇所については、検査員の指示による。</p> <p>24 電子納品 ※電子納品対象工事とする 電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」ということである。電子データとは、「當該工事電子納品要領（以下、要領という）」に基づいて作成されたものを指す。 成果品については、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特記記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。また、成果品提出の際には、ワイルド対策を実施したうえで提出すること。</p> <p>25 工事中情報共有システム (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム (http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html) (3) 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は、受注者が行い、利用を支払うものとする。 (4) 受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合、協力しなければならない。</p>	<p>1 事前措置 [3. 2. 1]</p> <p>2 基礎等 [3. 9. 1]</p> <p>3 杭の解体 [3. 9. 2]</p> <p>4 さく、照明設備等の附属物 [3. 10. 1]</p> <p>5 構内舗装、樹木等 [3. 11. 1]</p> <p>6 地下埋設物及び埋設配管 [3. 12. 1]</p> <p>7 埋戻し、盛土及び地均し [3. 13. 1]</p> <p>8 解体後の固障</p> <p>4 建設廃棄物の処理</p> <p>5 特別管理産業廃棄物の処理</p>	<p>1 調査 [6. 1. 3]</p> <p>2 石綿粉じん濃度測定 [6. 1. 4]</p> <p>3 石綿含有建材の除去 [6. 3. 2, 6. 3. 3]</p> <p>4 建設廃棄物の処理 [5. 4. 1]</p> <p>5 特別管理産業廃棄物の処理 [5. 4. 1]</p>
 <p>三原市役所 三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111</p>	<p>課長 係長 設計 校閲</p> <p>日付</p> <p>備考</p>	<p>工事名 消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事</p>	<p>図面名称 解体工事特記仕様書</p> <p>縮尺 No Scale</p> <p>図面番号 A-02</p>



配置図 S=1/100

受電金具：隣接ゴミ置場へ移設の上
引込線切断



平面図 S=1/50

凡例

- 蛍光灯
- 白熱灯
- ブレーカー

凡例



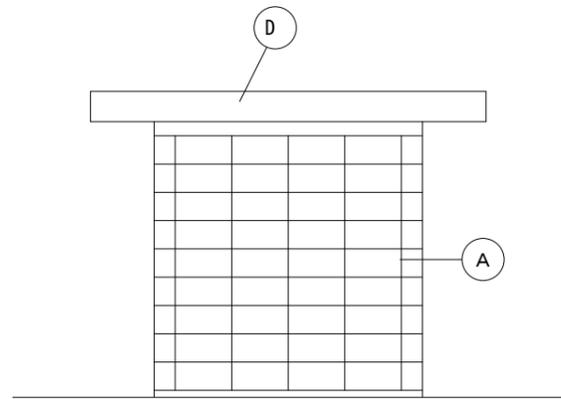
解体建物
(基礎共)

外部仕上表

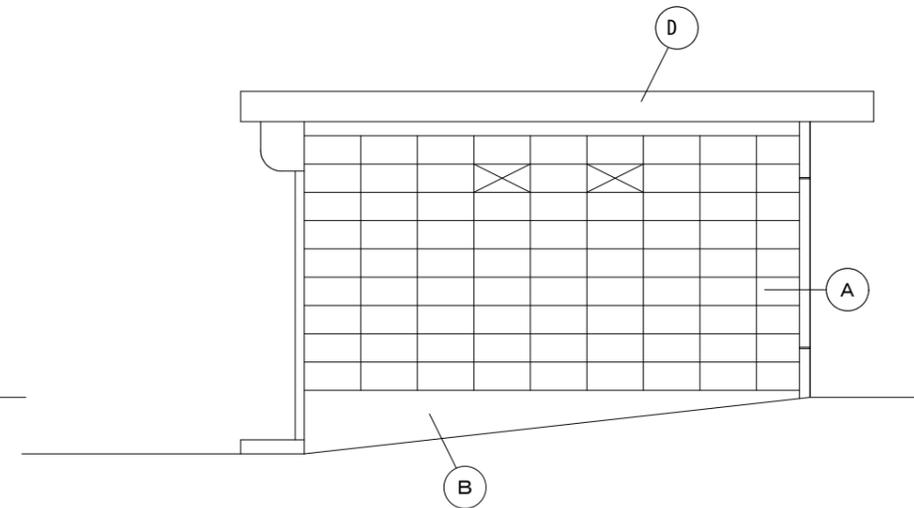
A	コンクリートブロック化粧積み
B	モルタル刷毛引き
C	軽量バランスシャッター
D	モルタル金こて

内部仕上表

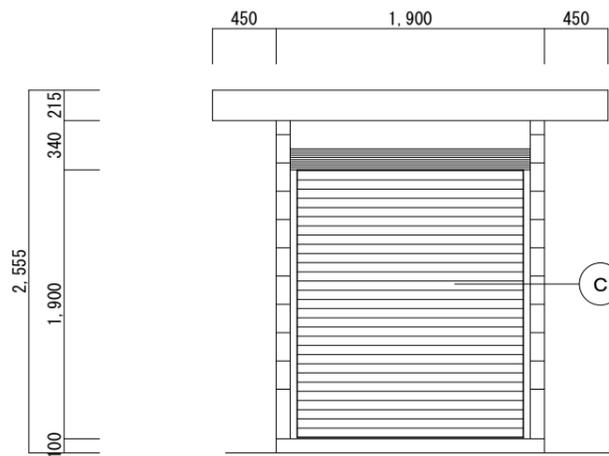
室名	格納庫	GH:2250
床	コンクリート金こて	
巾木	コンクリート打放し	
壁	コンクリートブロック化粧積み t=150	
天井	コンクリート打放し	
備考		



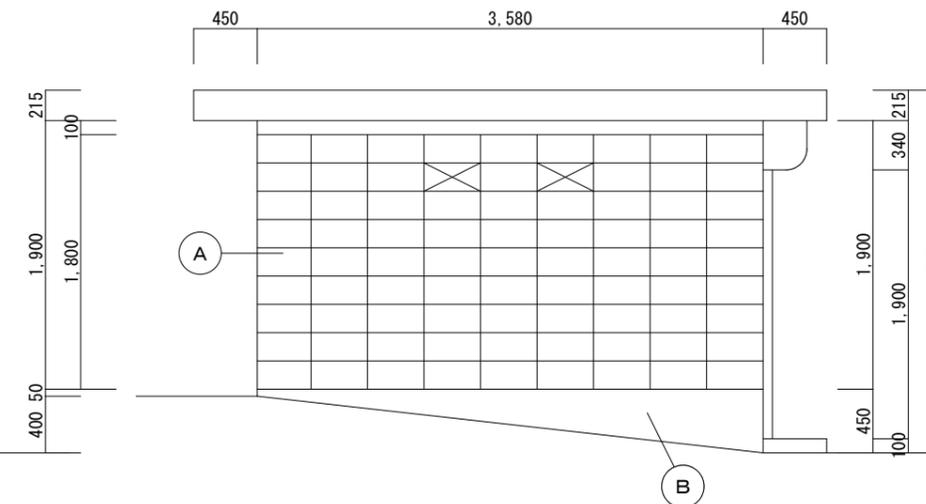
西側立面図 S=1/50



南側立面図 S=1/50



東側立面図 S=1/50



北側立面図 S=1/50



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長 係長 設計 校閲

日付

備考

工事名

消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面名称

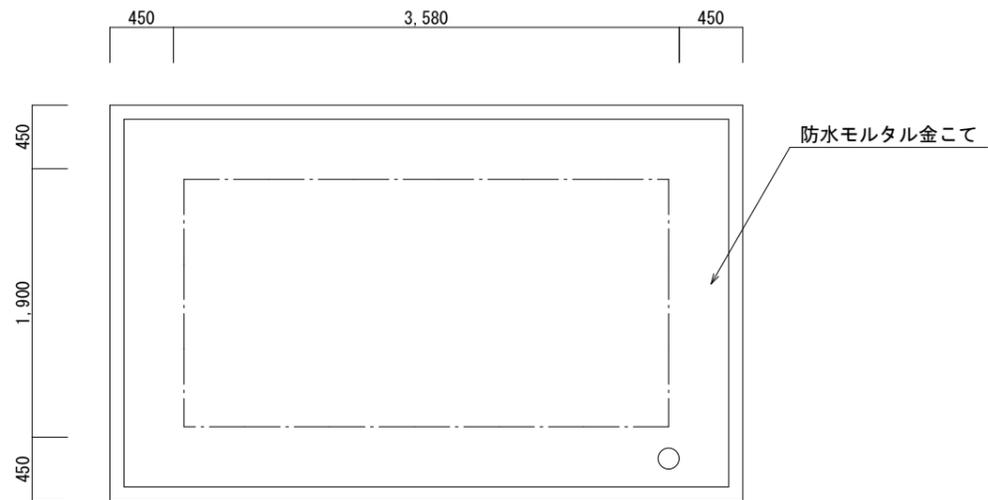
(頼兼格納庫)
配置図、平面図、立面図

縮尺

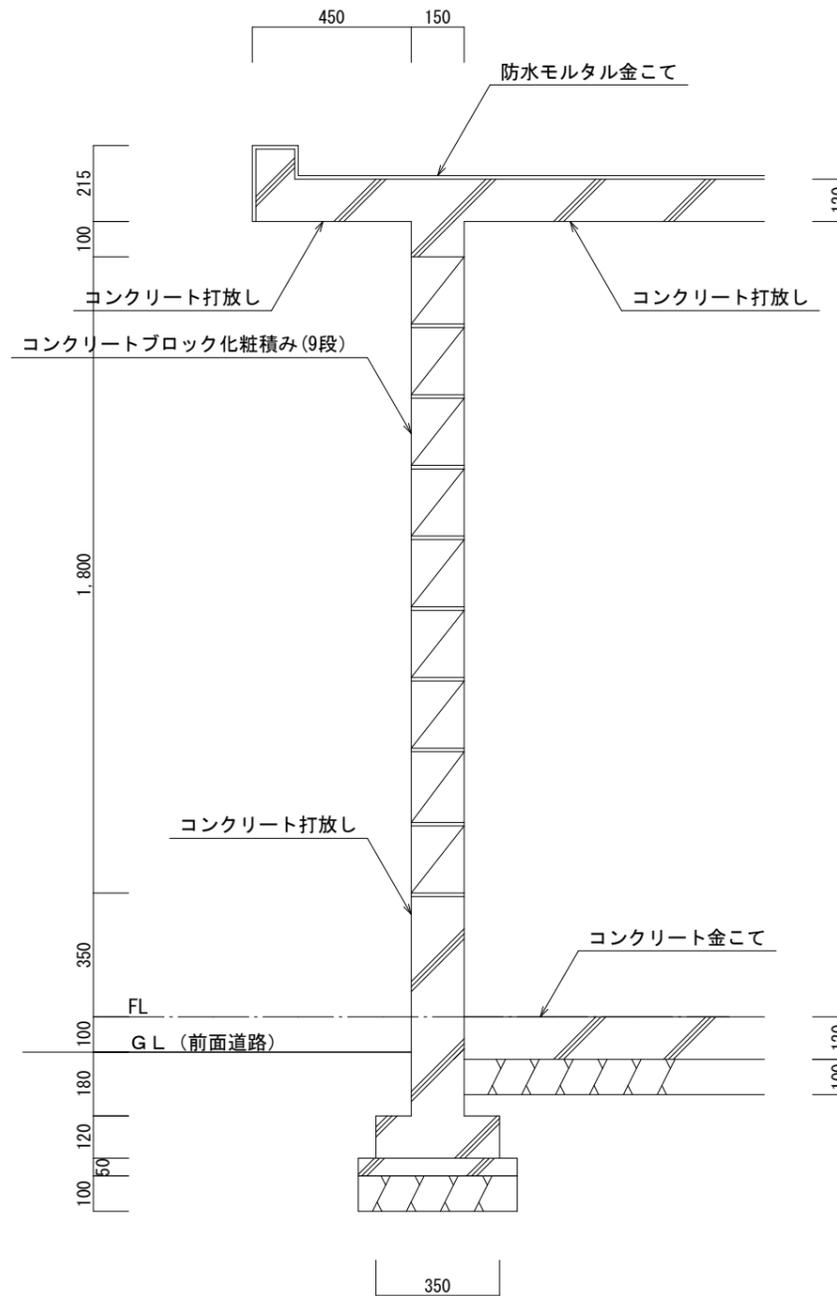
Scale

図面番号

A-03



屋根伏図 S=1/50



断面図 S=1/20



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名
						消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面名称

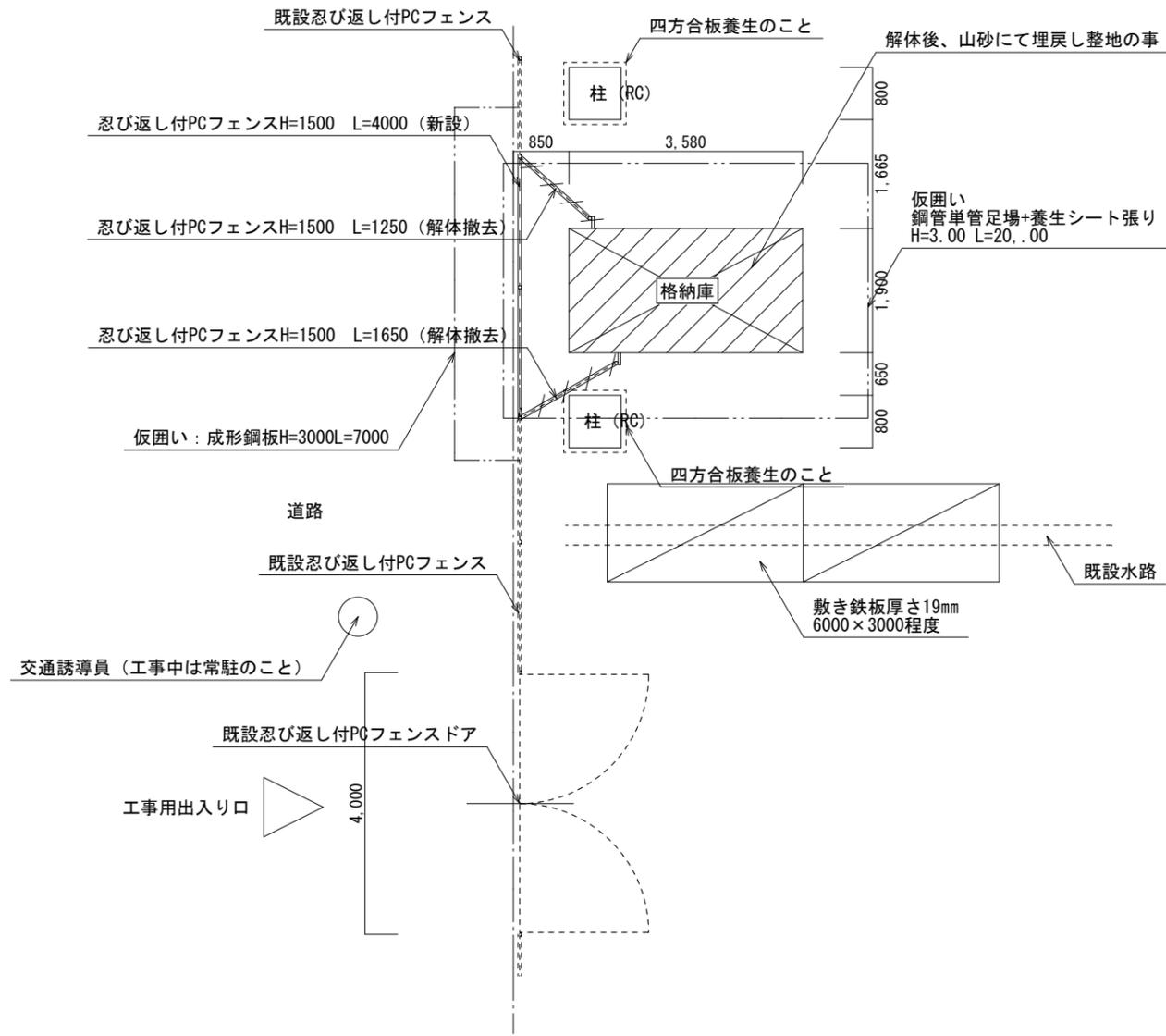
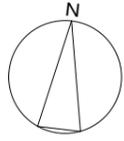
(頼兼格納庫)
屋根伏図、断面図

縮尺

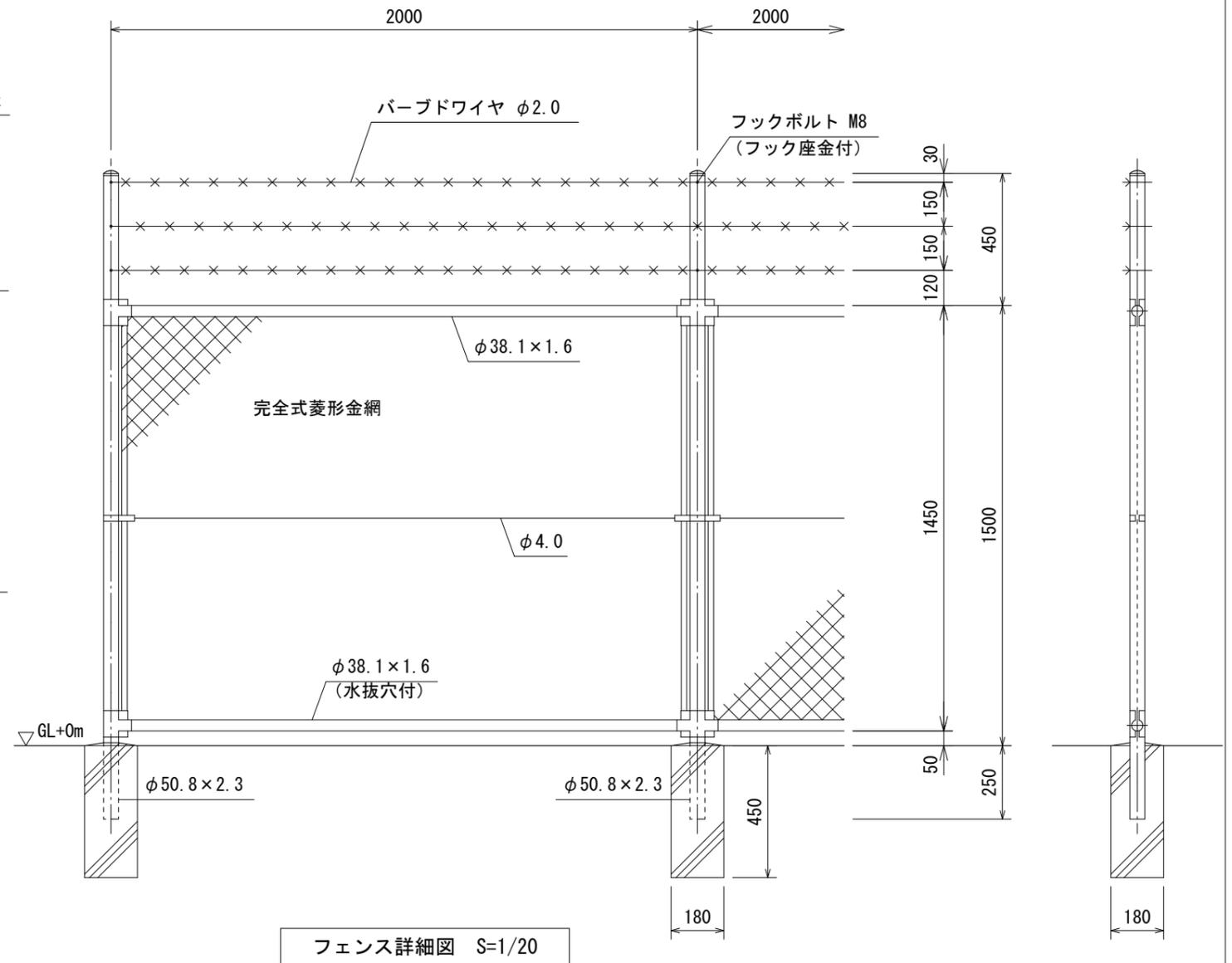
1/50
1/20

図面番号

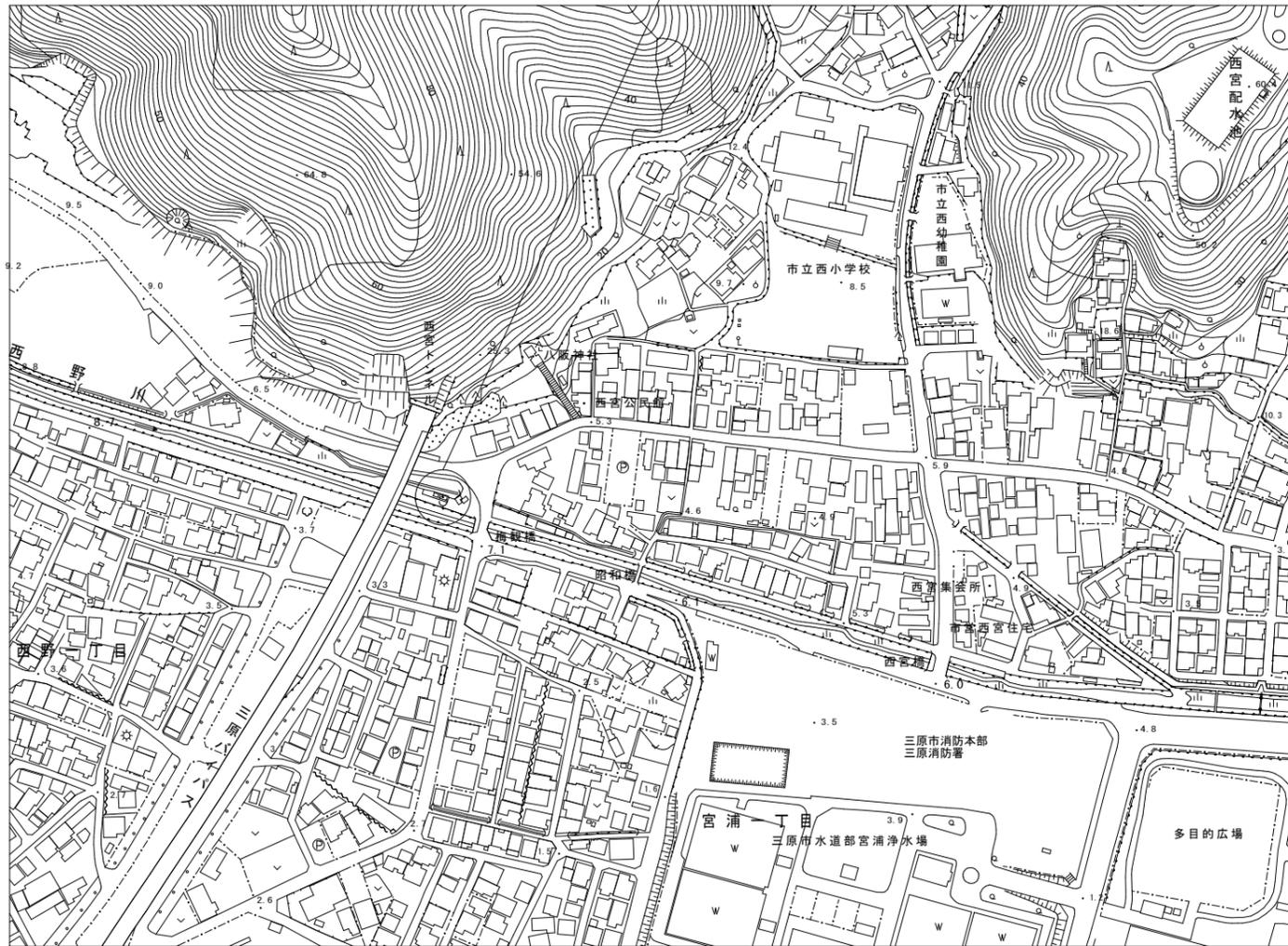
A-04



外構図・仮設計画図 (参考図) S=1/100



工事場所（西宮格納庫）
三原市西野四丁目



出典
※国土地理院図を一部編集

付近見取図



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

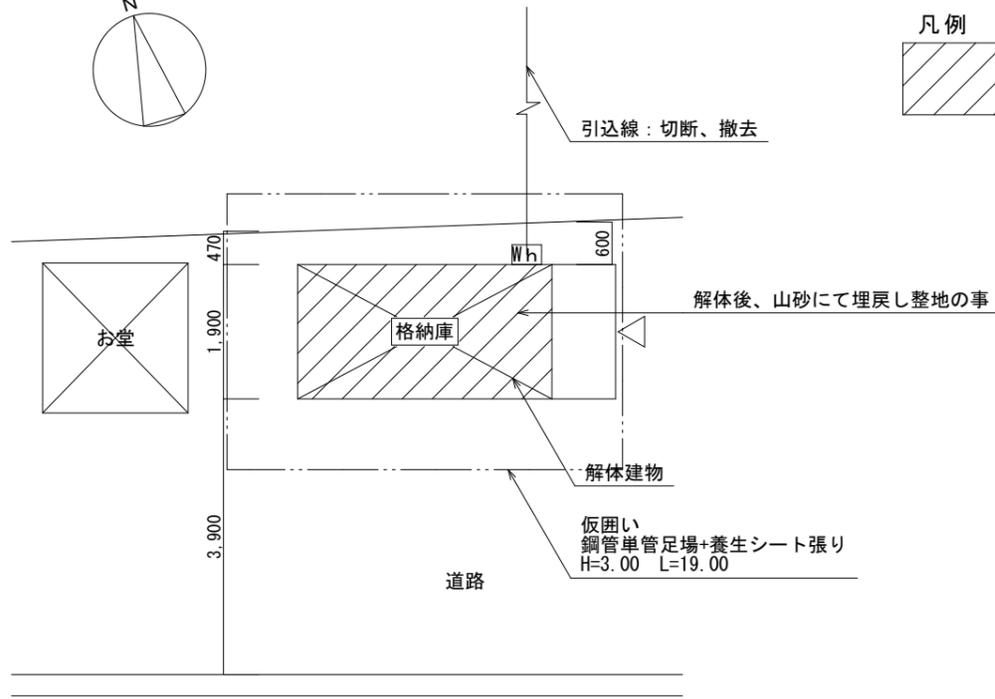
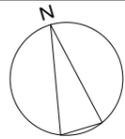
課長	係長	設計	校閲

日付	備考

工事名
消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

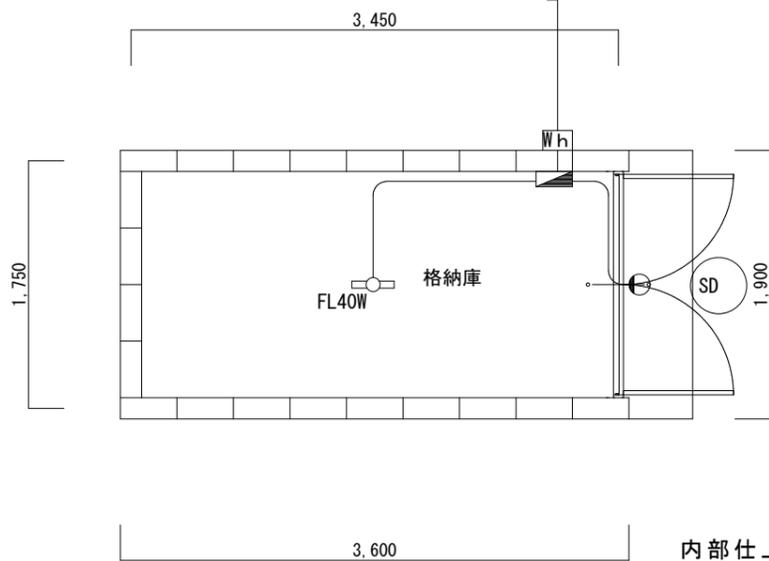
図面名称
(西宮格納庫) 付近見取図

縮尺	No. Scale	図面番号
		A-06



配置図 S=1/100

仮設図 (参考図) S=1/100



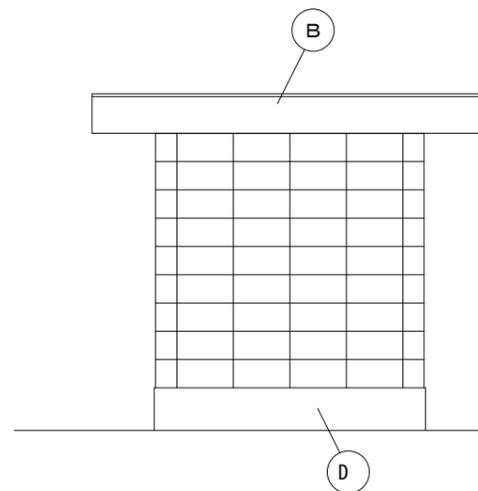
平面図 S=1/50



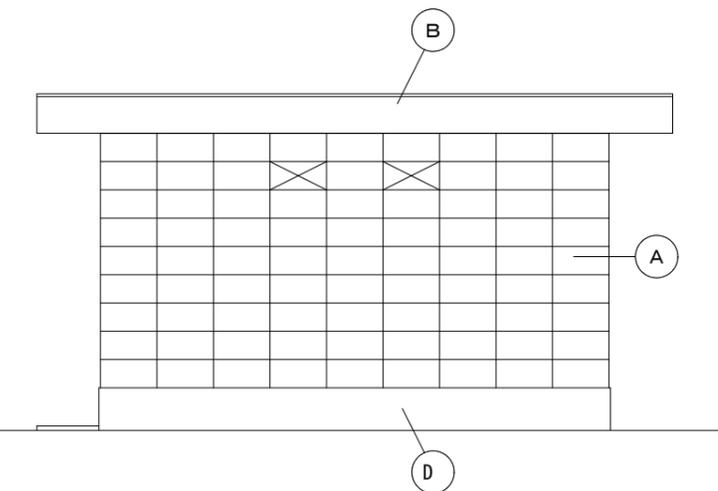
解体建物
(基礎共)

外部仕上表

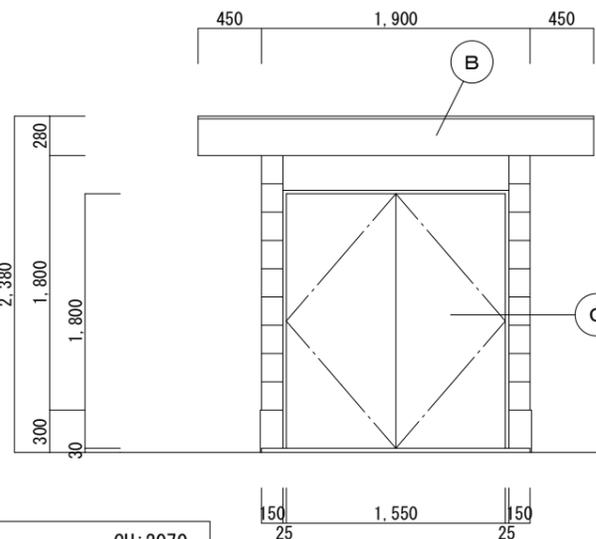
A	コンクリートブロック化粧積みの上吹付塗装
B	モルタル刷毛引きの上吹付塗装
C	両開き戸 (スチール製)
D	モルタル刷毛引きの上吹付塗装



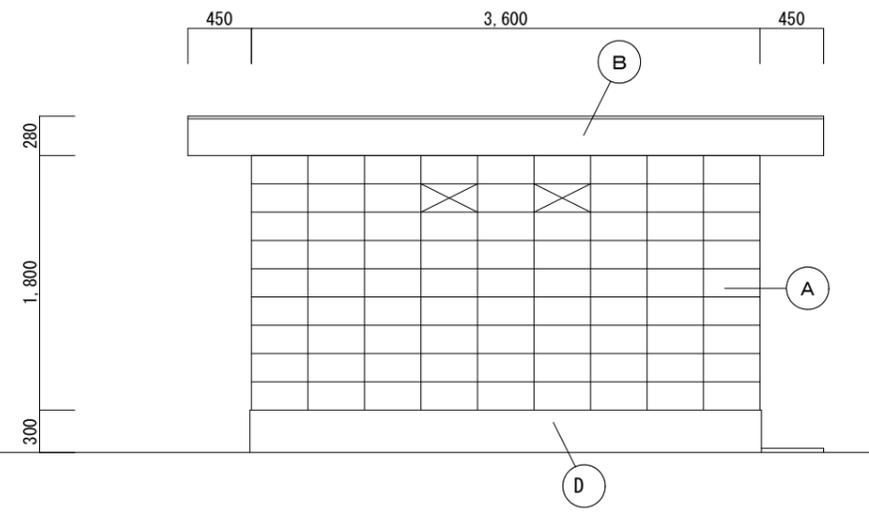
西側立面図 S=1/50



北側立面図 S=1/50



東側立面図 S=1/50



南側立面図 S=1/50

凡例

- 蛍光灯
- 白熱灯 壁付
- ブレーカー
- 電力量計
- 建具符号 鋼製建具 (両開き戸)

内部仕上表

室名	格納庫	CH:2070
床	コンクリート金こて	
巾木	コンクリート打放し	
壁	コンクリートブロック化粧積み t=150	
天井	コンクリート打放し	
備考	蛍光灯安定器にはPCB使用は無し	



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付

備考

工事名

消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面名称

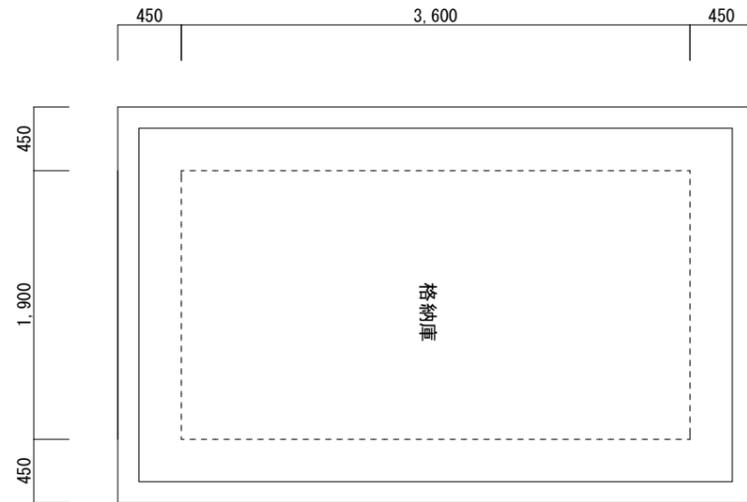
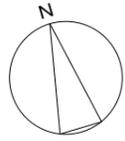
(西宮格納庫)
配置図、平面図、
立面図、仮設計画図 (参考図)

縮尺

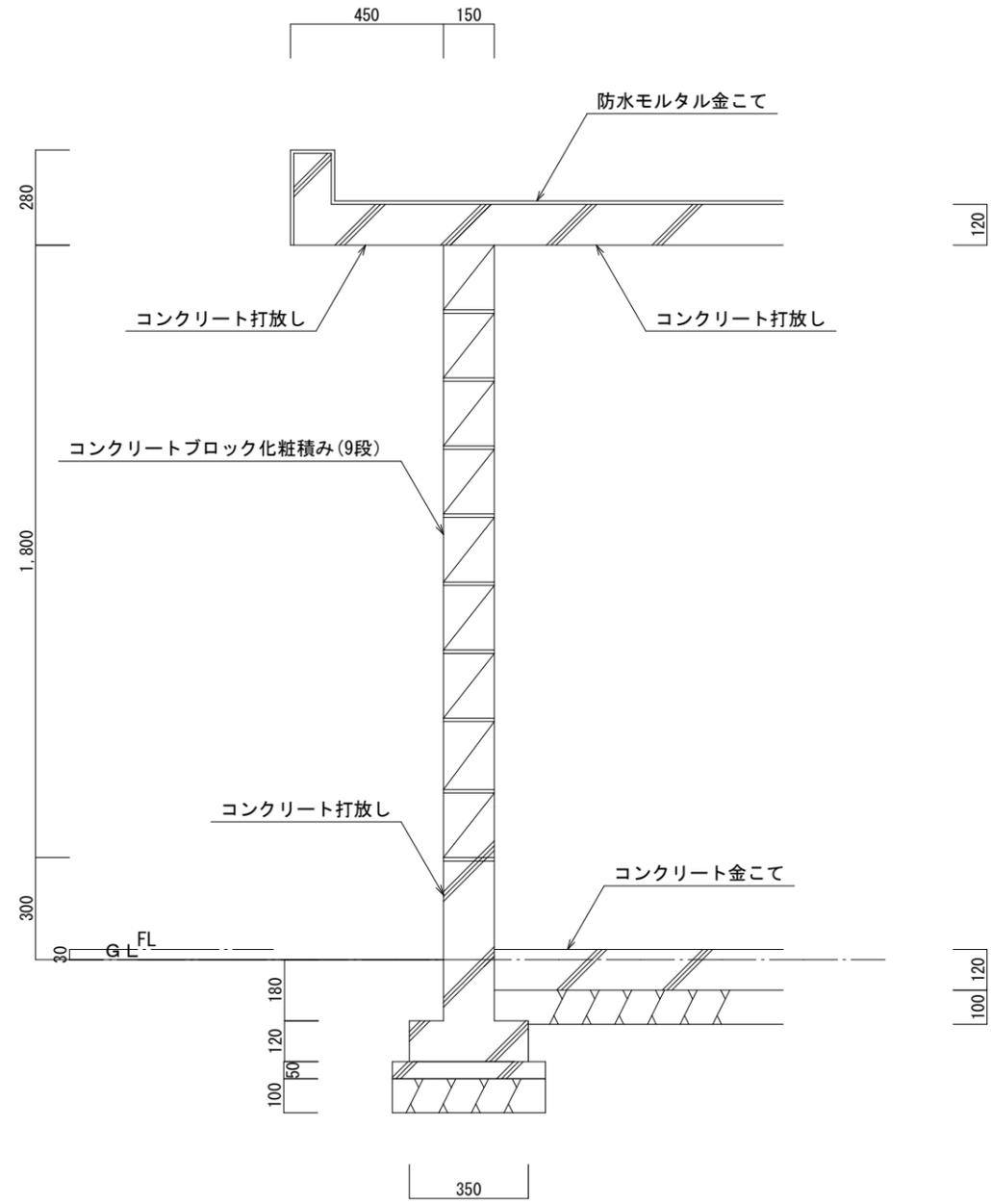
1/50
1/20

図面番号

A-07



屋根伏図 S=1/50



断面図 S=1/20



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長 係長 設計 校閲

日付

備考

工事名

消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面名称

(西宮格納庫)
屋根伏図、断面図

縮尺

1/50
1/20

図面番号

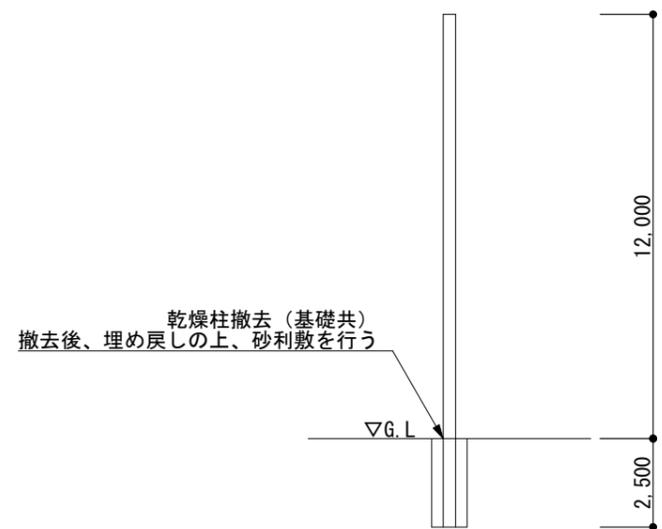
A-08



対象箇所 (旧木原分団屯所ホース乾燥柱)



付近見取図 No Scale



ホース乾燥柱姿図 (参考図) S=1/200



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考

工事名
消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面名称
(旧木原分団屯所)
付近見取図
ホース乾燥柱姿図 (参考図)

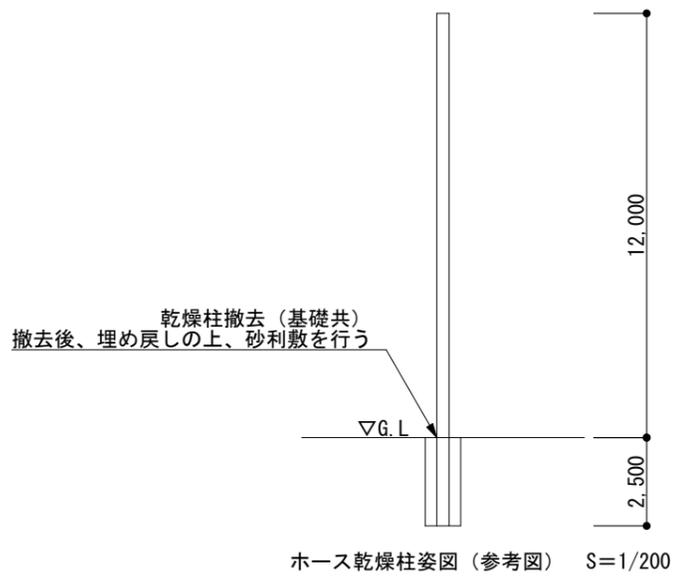
縮尺
No. Scale
1/200

図面番号
A-09



付近見取図 No Scale

対象箇所 (旧南部分団屯所ホース乾燥柱)



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲

日付

備考

工事名	消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事
-----	-------------------

図面名称	(旧南部分団屯所) 付近見取図 ホース乾燥柱姿図 (参考図)
------	-----------------------------------

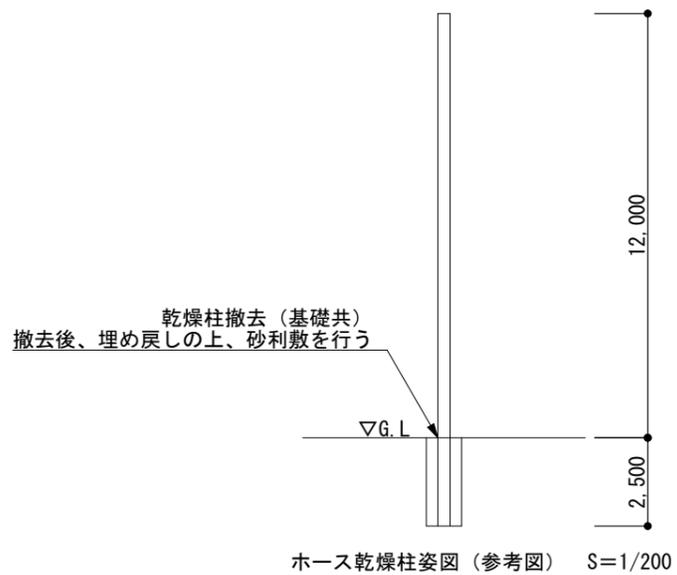
縮尺	No Scale 1/200
----	-------------------

図面番号	A-10
------	------



付近見取図 No Scale

対象箇所 (旧西部分団屯所ホース乾燥柱)



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲

日付	備考

工事名	消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事
-----	-------------------

図面名称	(旧西部分団屯所) 付近見取図 ホース乾燥柱姿図 (参考図)
------	--------------------------------------

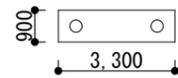
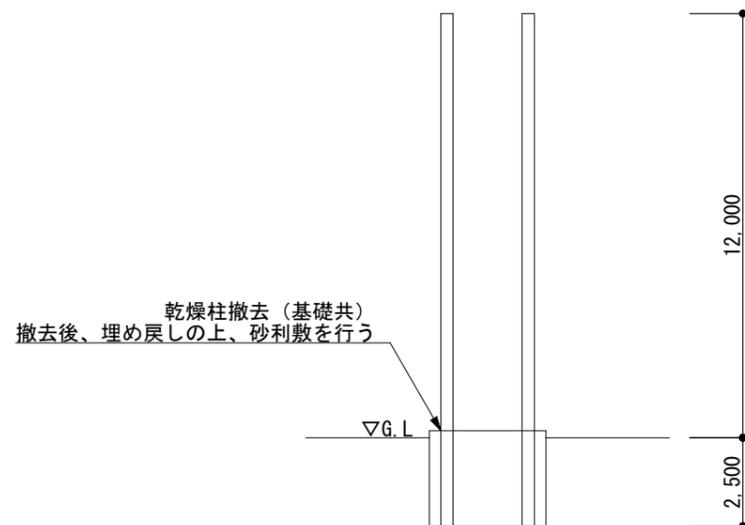
縮尺	No Scale 1/200
----	-------------------

図面番号	A-11
------	------



付近見取図 No Scale

対象箇所 (旧西野分団屯所ホース乾燥柱)



ホース乾燥柱姿図 (参考図) S=1/200



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考

工事名

消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面名称

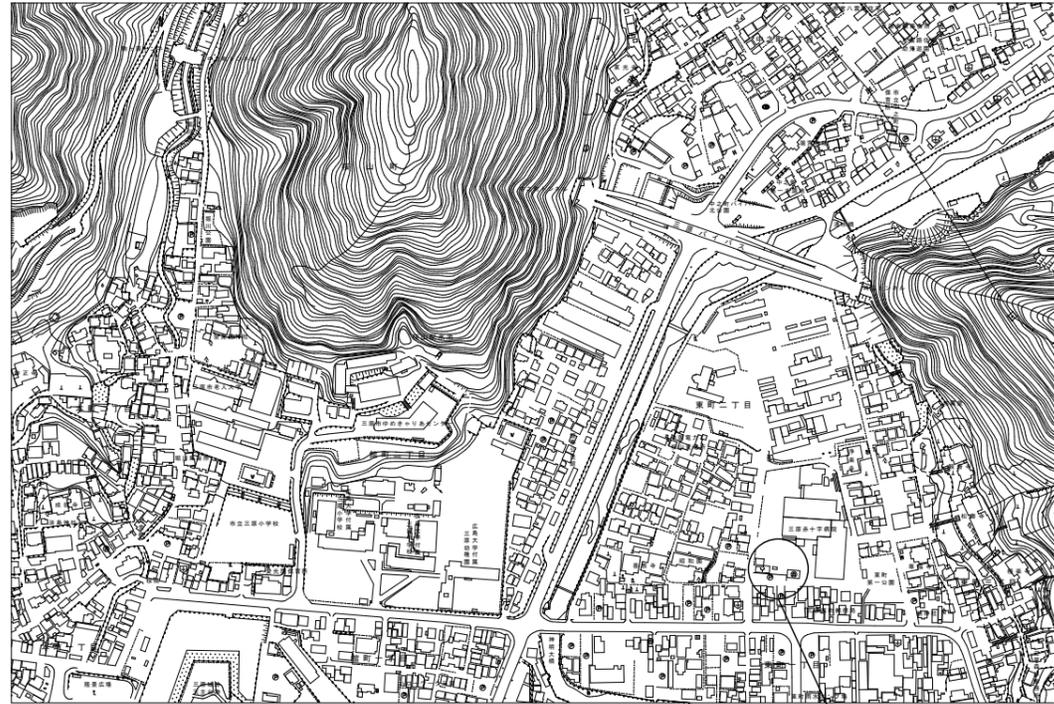
(旧西野分団屯所)
付近見取図
ホース乾燥柱姿図 (参考図)

縮尺

No. 1/200

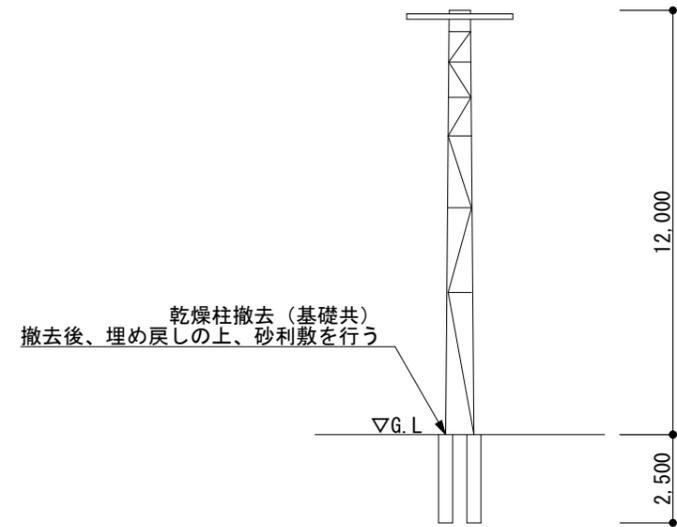
図面番号

A-12



付近見取図 No Scale

対象箇所 (旧東部分団屯所ホース乾燥柱)



ホース乾燥柱姿図 (参考図) S=1/200



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長 係長 設計 校閲

日付

備考

工事名

消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面名称

(旧東部分団屯所) 付近見取図
ホース乾燥柱姿図 (参考図)

縮尺

No. 1/200

図面番号

A-13

参 考 数 量 表

工 事 名 称 消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

工 事 場 所 三原市頼兼一丁目外

[工 事 概 要]

用途,構造,面積	格納庫・コンクリートブロック造・6.8㎡（頼兼格納庫）6.0㎡（西宮格納庫） ホース乾燥柱 5か所	
工 事 範 囲	解体工事一式	
別 途 工 事	無 し	
工 期	契約締結日の翌日 ～ 令和7年3月27日	
一 般 事 項		
《 工事予算内訳 》	合 計 金 額	
〈内 訳〉		
区 分	金 額	概 要
設 計 金 額		
消 費 税 額		
合 計 金 額		

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		
調査基準価格	1	式		
調査基準価格の100/110	1	式		

消防団格納庫 細目別内訳

頼兼格納庫解体		とりこわし		とりこわし		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(建物)						
鉄筋コンクリート基礎解体		1.3	m3			
鉄筋コンクリート躯体解体		1.7	m3			
土間コンクリート解体		0.7	m3			
無筋コンクリート解体		0.3	m3			
鉄筋切断	集積共	3.7	m3			
碎石撤去		1.2	m3			
CB撤去	コンクリートブレイカ 集積共	1.9	m3			
(電気器具)						
電気器具撤去		1	式			別紙 00-0001
計						

消防団格納庫 細目別内訳

西宮格納庫解体		とりこわし		とりこわし		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(建物)						
鉄筋コンクリート基礎解体		1.1	m3			
鉄筋コンクリート躯体解体		1.8	m3			
土間コンクリート解体		0.7	m3			
無筋コンクリート解体		0.3	m3			
鉄筋切断	集積共	3.6	m3			
碎石撤去		1.2	m3			
CB撤去	コンクリートブレイカ 集積共	2.3	m3			
(電気器具)						
電気器具撤去		1	式			別紙 00-0002
計						

消防団格納庫 細目別内訳

西宮格納庫解体		環境配慮改修		アスベスト撤去		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
【養生】						
再下段部床養生	プラスチックシート 厚0.15mm以上 二重	33.3	m ²			
足場上床養生	プラスチックシート 厚0.15mm以上 一重	66.6	m ²			
【アスベスト除去】						
外壁塗材撤去 (下地調整材共)	集塵装置付きディスクグラインダー	21.2	m ²			
機器損料費	GSCウェットサンダー	4	台・日			
真空掃除機損料	HEPAフィルター付	4	台・日			
カバーアップ剤散布	除去面、床養生材	21.2	m ²			
廃石綿密封処理	二重梱包 (除去塗材・床養生材共)	1	式			
清掃費	施工区画二回清掃	99.9	m ²			
消耗品費	防護服・手袋・マスク等	21.2	m ²			
【粉塵濃度測定費】						
作業前、作業中、 作業後		8	回			
【産業廃棄物処分費】						
特別管理産業廃棄物運搬費	4 t (1車-8m ³)	1	台			

